

## 東京農業大学校友会福島県支部規約

昭和39年 8月 2日  
改正 昭和40年12月18日  
昭和47年 8月19日  
昭和63年 8月 8日  
平成16年 8月28日  
平成20年10月25日

第1条 この会は、東京農業大学校友会福島県支部（以下「県支部」という。）と称する。

第2条 この会は、会員相互の親睦を密にし、併せて、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会の事務所を福島市内におくものとする。

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の集会及び講演会の開催
- 2 会員の名簿の整備
- 3 会員の情報収集及び連絡
- 4 その他目的を達成するために必要なこと

第5条 この会の会員は、福島県内に在住する東京農業大学校友会会則（以下「会則」という。）第6条に掲げる会員をいう。

第6条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、幹事会の決定を経て支部長が推薦する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応じ、又幹事会に出席して意見を述べるができる。

第7条 この会へ次の役員をおくものとする。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 若干名
- 3 本部代議員 4名
- 4 幹事長 1名
- 5 幹事 若干名
- 6 監事 2名

第8条 支部長、副支部長、本部代議員、幹事長及び監事は会員の中から総会で選出する。なお、本部代議員は支部長並びに支部役員がこれを兼ねる。

- 2 幹事は、会員の中から支部長が指名する。

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 支部長は、この会を代表し会務を統轄する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時は支部長の職を代行する。
- 3 本部代議員は、会則第24条に定める任務を行う。

- 4 幹事長は、支部長、副支部長、本部代議員を補佐し、会務を処理する。
- 5 幹事は、処理の命を受け会務を担当するとともに校友会本部、地方支部、職域分会との連絡事項を処理する。
- 6 監事は、会務の執行状況を監査する。

第11条 この会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、2年に1回開催し、支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

なお、総会開催地は、輪番制とし、県北～相双～県中～会津～県南～いわきの順とする。

第12条 幹事会は、必要に応じ支部長が招集する。

- 2 幹事会は、重要な会務につき協議する。
- 3 幹事会は、総会の招集が困難な場合に限り、総会に代わる決定をすることができる。ただし、この場合は、次の総会で報告するものとする。

第13条 監事は、会務の執行状況について監査し、総会に報告するものとする。

第14条 この会は、会員が多数在住する地方又は職域に地方支部又は職域分会、および地方支部のもとに地区支部を設けることができる。ただし、地方支部、職域分会規約及び役員名を県支部に報告するものとする。

第15条 この会の経費は、寄付金、本部交付金、その他の収入をもって充てるものとする。

第16条 この会の規約を改正しようとするときは、総会の決定を経なければならない。

- 2 会則第56条に基づく本部への報告は、必要の都度これを行うものとする。

第17条 この会の会計年度は、総会開催年4月1日から次期開催3年3月31日とする。

付則

この規約は、昭和39年8月2日より適用する。

付則

この規約は、昭和40年12月18日より適用する。

付則

この規約は、昭和47年8月19日より適用する。

付則

この規約は、昭和63年8月6日より適用する。

付則

この規約は、平成16年8月28日より適用する。

付則

この規約は、平成20年10月25日より適用する。